

～ようこそクリーン認証の島へ～ 「ディスカバー 佐渡」 体験キャンペーン 参画条件

下記の参画条件に同意いただける施設のみご参加いただけます。条件をご確認のうえ、参画申込書により、お申込みください。

- ① 令和3年11月13日（土）から令和3年12月31日（金）までの体験商品利用を対象とする。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、期間の途中で当該キャンペーンを中止する場合がある。事前予約は、令和3年11月11日（木）から受付開始とする。
- ② 実施期間中は原則週5日以上営業し、対象商品の提供及び買い物クーポン券の受付ができる佐渡市内の民間事業者とする。
- ③ 対象商品として税込1,000円以上の体験商品を販売する佐渡市内の民間事業者とする。
- ④ 登録できる体験商品は、1事業者につき2商品までとし、当日予約及び事前予約の受付が可能な商品とする。「SADO ゴールドクーポン」に商品を登録している事業者については、同一の商品の登録は禁止とする。
- ⑤ 観光土産品の販売店を併設している事業者とする。
- ⑥ 実施期間中は電話等での制度の問い合わせ対応が可能で、自社のHPやSNSなどで積極的に情報発信に努める事業者とする。
- ⑦ 予約方法については、施設への直接予約のみならず、OTAや旅行代理店等を介した予約も対象とする。なお、販売時には、キャンペーンの名称を表示し、購入者が理解しやすいよう工夫すること。
- ⑧ 簡易申込書の確認漏れが発生しないようにする。また、佐渡市が確認する場合があるので、確実に申込書を保管する。
- ⑨ キャンペーン割引額は、対象商品利用代金の2分の1（100円未満切り捨て）とする。ただし、割引額の上限は1,000円とする。
 - ※ 商品代金の支払いに対する他の割引制度の使用は、「佐渡市プレミアムどこでも商品券」、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン地域クーポン券」及び「Go To トラベルキャンペーン地域共通クーポン」は可能とし、「新潟市・佐渡市共通商品券」は不可能とする。
- ⑩ 対象商品利用者に対し、佐渡市観光振興課が発行したクーポン券を配布する。税込1,000円から税込1,999円までの商品利用者に対しては500円、税込2,000円以上の商品利用者に対しては1,000円分のクーポン券を配布する。
 - ※ クーポン券は対象施設の指定土産品及び調理加工品等の販売において利用可能。
 - ※ クーポン券と現金の交換は禁止とし、クーポン券の額面以下の利用の場合であっても、おつりは渡さない。
 - ※ クーポン券を利用して購入した商品等の返品の際の返金はできない。
 - ※ クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して市は責を負わない。
 - ※ クーポン券の盗難・紛失・滅失等について、損害賠償責任が発生する場合があるので、取り扱いに十分注意する。

※ 「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」や「Go To トラベルキャンペーン」等で発行されるクーポン券との併用は可能とする。

- ⑪ (一社) 佐渡観光交流機構が運用する「佐渡グリーン認証制度」の認証を受け、衛生面の管理には十分留意し、営業する。
- ⑫ 利用者には、SNS 等を活用した島外への情報発信の協力を促す。
- ⑬ 佐渡市からの支払いは随時対応するので、簡易申請書・アンケート・利用者から受領したクーポン券原本・利用状況報告届・入場料及び体験料実績書・クーポン券利用実績書・誓約書を佐渡市観光振興課へ提出のうえ、割引金額分を請求する。佐渡市は請求書受領後 30 日以内に支払いを行う。利用状況報告届・入場料及び体験料実績書・クーポン券利用実績書・誓約書の提出は、電子データを原則とする。
- ⑭ 当キャンペーンは補助対象人数には上限があるので、毎週月曜日(状況に応じて変更する場合があります)に利用状況報告届をもって、利用者数を佐渡市観光振興課に報告する。連絡がない場合、支払いができなくなる可能性があるため、必ず連絡するものとする。利用状況報告届の提出は、電子データを原則とする。
- ⑮ その他、協議事項が発生した場合は、市と随時協議のうえ、決定する。